

長崎市立図書館インターネット端末等利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎市図書館条例施行規則第9条、及び長崎市図書館基本運営方針第5条に規定するインターネットへの接続を目的としたパソコン等の端末装置等（以下「インターネット端末等」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 インターネット端末等は、情報サービスの一環として、インターネット、商用データベース、CD-ROM、その他の媒体による電子情報を用いて、学習、調査及び研究等に資するため、利用する。

(利用対象)

第3条 インターネット端末等を利用できる者は、市立図書館の来館者とする。

(管理)

第4条 インターネット端末等の運用にかかる管理は、指定管理者が行うものとする。

(利用申込み)

第5条 インターネット端末等を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、受付で図書貸出券を提示し、利用の申込みを行うものとする。ただし、図書貸出券を所持していない者は、申込み用紙に必要な事項を記入し、申し込むことができることとする。

2 前項の申込みの受付時間は、開館時間内とする。

(インターネット端末等の利用)

第6条 インターネット端末等の利用者は、図書館職員の指示に従い、直接本人が、善良な注意をもって、端末装置を操作して必要な情報を

閲覧する。

2 1人の利用者がインターネット端末等を利用できる時間は、1回につき1時間を限度とする。ただし、利用者が利用するインターネット端末等に、次に利用しようとする者がいない場合には、受付けで確認を行い、連続しての利用ができるものとする。

3 インターネット端末等の利用は、無料とする。

(利用の補助)

第7条 インターネット端末等の利用において、利用者は、図書館職員に指導や援助を求めることができる。ただし、利用者に代わり、端末装置の操作並びに利用者の学習、調査研究を行うことについては、この限りではない。

(閲覧情報の制限)

第8条 インターネット端末等の運用において、利用者が閲覧する次の各号に掲げるインターネット上の情報（以下「ウェブページ」という。）を集めた情報集合体（以下「ウェブサイト」という。）について、選択的な排除による制限（いわゆる「フィルタリング」）を設けることができる。

- (1) 年齢制限のあるウェブサイト
- (2) 課金制度のあるウェブサイト
- (3) 出会い系ウェブサイト
- (4) 暴力残虐画像を集めたウェブサイト
- (5) 他人の悪口、誹謗中傷を掲載するウェブサイト
- (6) 犯罪を助長するようなウェブサイト
- (7) 毒物、麻薬情報を掲載するウェブサイト
- (8) その他図書館において有害と思われる情報を掲載するウェブサイト

ト

(利用の制限)

第9条 インターネット端末等の運用において、利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことができない。

- (1) 悪意、害意を伴うコンピュータネットワークに繋がれたシステムへの不正侵入、コンピュータの破壊、改ざん等の不正利用（いわゆる「クラッキング」）、著作権侵害等の非合法行為、または他人への迷惑行為
- (2) 法令の規定に違反し又は他人の権利を侵害する違法な情報や、それ以外の社会通念上著しく好ましくないと思われる情報を掲載するウェブページへの接続
- (3) ウェブページの印刷
- (4) 電子メールの利用
- (5) FD、CD-RW、記録型DVD、MO、USBメモリ、メモリーカード系その他の記録媒体等への記録
- (6) 画像、ソフトウェア等のダウンロードまたはインストール
- (7) インターネット端末等及びネットワークの各種設定の変更、プログラムの改変
- (8) 前各号に掲げるもののほか、情報安全対策上において害を及ぼす行為
- (9) その他公序良俗に反し、又は他の利用者の利用を阻害すると認められる行為

(利用者の責任)

第10条 インターネット端末等の利用において、次の各号に関する責任は、利用者が負うものとする。

(1) インターネット上における各種情報の正確性、有効性、妥当性の判断責任

(2) インターネット端末等の利用により得た情報の活用から生じる責任

(3) 不正操作等によつて接続先の機器やデータ等に損害を与えた場合の法的責任

(4) 通常の利用行為を逸脱してインターネット端末ネットワーク等に損害を与えた場合の修理、賠償責任

2 本規定に関する事項について、指定管理者は、利用者に対し確認と同意を求めるものとし、同意しない者又はこれに反する行為がある者については、当該又は今後の利用を制限または停止させることができる。

(指定管理者の管理責任)

第11条 指定管理者は、インターネット端末等の運用において、利用者が円滑かつ適正に利用できるよう、インターネット端末等の点検、障害発生時の対応を行わなければならない。

2 利用者の個人情報やウェブページ等の閲覧履歴等のプライバシーに関わる情報については、取り扱いに十分注意を払わなければならない。

3 不正行為の発見、防止等、情報安全管理のため、必要な対策を講じることとする。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか市立図書館のインターネット端末等利用に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

第13条 この規定は、平成20年1月5日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年3月31日から施行する。